

障害者自立支援法に基づく

『地域生活支援事業』が始まりました

平成18年10月から「障害者自立支援法」が全面施行されましたが、先月号に引続き、施行となった主なポイントについてお知らせします。

障害者自立支援法は、これまでの障がい福祉サービスが見直され、全国的に統一された内容で実施する「自立支援給付」と、市町村が地域の特性や実情に応じて実施する「地域生活支援事業」で構成されています。

「地域生活支援事業」は、障がい者及び障がい児が、住み慣れた地域で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう「自立支援給付」と組み合わせてサービスを利用することができます。また、この事業は市町村が直接実施又は団体等に事業を委託して行います。

地域生活支援事業体系図 (国東市では、以下の事業を行います)

障がい者相談支援事業※1	障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行います。
コミュニケーション支援事業	聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳及び要約筆記の方法により、意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行います。
日常生活用具給付事業※2	重度障がい者等に対し、日常生活用具を給付又は貸与します。
日中一時支援事業	障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的としています。
移動支援事業	屋外での移動に困難がある障がい者・児について、自立生活及び社会参加のための支援を行います。
地域活動支援センター	障がい者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。
生活サポート事業	介護給付支給決定者以外の者について、日常生活に関する支援・家事に対する必要な支援を行います。
訪問入浴サービス事業	入浴が困難な在宅の障がい者について訪問により居宅において入浴のサービスを提供します。
身体障がい者自動車改造助成事業	身体障がい者本人が運転する車の改造費を助成します。
住居サポート事業	入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等に係る支援や相談・助言を行います。
経過的デイサービス事業	10月から障がい者デイサービス事業が廃止されることに伴い、利用者が継続してサービスを受けられるようにする事業です。(平成19年3月まで)
福祉ホーム事業	住居を必要としている障がい者等に、低額な料金で居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。
更生訓練費給付事業	就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している人及び身体障がい者更生援護施設(療護施設を除く)に入所(通所)している人に対し、更生訓練費を支給します。